

演目：こんなにあるカルテレセプト開示拒否 資料1

医療の個人情報本人開示請求で問題のあった事例集

2013. 7. 6

医療情報の公開・開示を求める市民の会

世話人会副代表 岡本隆吉

1、いまだにカルテの開示拒否

個人情報保護法が施行されてからでも、いまだに一般病院や開業医がカルテ等の医療情報を開示拒否したり、開示請求そのものを受け付けない事例が続いています。開示拒否については、本人が県庁に行き訴えたり、指導を求めたり、厚生労働省に電話で訴えたり、開示するよう指導を要請しても、的確な指導がされない為、開示拒否が続くケースが多く、最後にネット検索や他の市民団体の紹介で当会に相談が続いています。

- ①、愛知県事例で歯科医が「既に治療が終わっている為、開示の必要はない」と開示拒否。本人は県に相談して指導してもらったがいまだに開示拒否されている。厚生労働省に相談するようサポートした。
- ②、山口県事例では2件のクリニックが、本人のカルテ開示を拒否。医師会に相談したところ、「カルテ開示は閲覧しかできない、厚生労働省は法律を拡大解釈している」と言って応じてもらえなかった。当会が相談を受け、山口県医師会に事実確認を求めた「公開質問」を郵送し、医師会としての見解を求めた。その上で電話でのやり取りをしてやっと全面開示の回答を得る事が出来た。
- ③、岐阜県事例は歯科医で開示を拒否、市、県、厚生労働省と連絡、指導を要請するが責任逃れのみで結局開示できなかった。この事例は本人が直接開示請求に行けない事例で、会が代理は出来なくて、手続きがされないままでのやり取りにはサポートの限界があり、結局弁護士に相談をするようにサポートして終わっている。

★対策①：厚生労働省が担当者を決めて個別事例についても責任を持って対応していく制度を作らないと開示が徹底できない。職員によって対応が出来ない人がいる。例えば責任を持って医師会や歯科医師会、行政に的確な指示すら出せない人がいる。個人情報保護法の運用徹底推進本部の様な部署を作って熟練された職員が対応すると変化が期待できる。

★対策②：行政や独立行政法人、自治体病院等は開示拒否をした場合は異議申し立て制度があり、審査会で答申を得ることが出来る。しかし民間の病院や私立の大学病院では、異議申し立て制度がない。その替わり主務大臣の勸告、命令が出せるが、この法に定めた制度を厚生労働省はほとんど活用しない。その為、民間事業での理不尽な開示拒否が続いている。

2、自治体の条例が開示を阻害

多くの自治体の個人情報保護条例では非開示条項に「評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」の項目を加えている。(京都市、京都府、兵庫県、藤沢市等) その為以下の様な開示拒否が出ている。

- ① 藤沢市では生活保護者本人が市の保有するレセプト（診療報酬明細書）の開示を求めたが主治医が反対している事をもって、上記条文（評価・診断に該当）を理由に開示拒否した。相談を受けて、異議申し立書を作成、審査会への意見書作成等のサポートをして、やっと審査会答申で開示となる。
- ② 京都府では障害者の職業訓練学校が、入校推薦通知書や入校時にアセスメントシートを作成しているが、「アセスメントシートは開示請求の対象ではない」と言って本人の開示請求をも拒否していた。又推薦通知は、市が作成した物であることを理由に開示拒否をしていた。相談を受けて、京都府と話し合いをしたが開示拒否を変更しない為、異議申し立書作成をサポートして提出すると、「開示をすれば取り下げてくれるのか」とか「取り下げてくれるなら開示する」と、請求者本人に異議申し立ての取り下げを強要してきた。当会が同行して京都府に対して、開示できるなら決定を取り消す事が先で、取り下げるかどうかは本人の自由な選択であり、交換条件ではない事を伝える。それにも応じない為、審査会に意見書提出し、更に意見聴取に補佐人として出席し、条例の運用を間違っている事と時代に逆行した運用を口頭批判した。その結果、全面的な開示の答申を得て開示される。
- ③ 兵庫県立の病院で医療被害を受けた患者さんから相談を受け、個人情報の開示をサポート。事故当時に主治医が院内安全会議に報告した事故報告書の開示を求めたが、報告書では無く医師の個人的メモであり、医師の判断・評価の内容だと言って非開示。異議申し立てをサポート、審査会への意見書作成等をサポートして、結果決定を取り消して開示された。また一部事実と違う内容が報告されていたがこの点も訂正されて開示された。
- ④ 兵庫県は患者から採取した病理標本（プレパラート）は情報公開条例で定義している公文書ではない事、そしてプレパラートは標本に加工している事を理由に現物の開示を拒否。厚生労働省は開示の対象との見解を示しているがいまだに変更していない。

※兵庫県には条例の改正見直しを文書で求めたが対応しなかった。

★対策：非開示条項の「評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に關し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」の項目は、個人情報保護法では非開示条項にはない。法と同じ様に条例を個別具体的に見直す指導がされない限り条項は残り、拡大解釈、不当運用が続き個人は不利益をこうむり続けなくてはならない。法が制定された時政府は閣議で運用に疑義が生じた時行政は速やかに対応するよう決議している。この決議が生かされていない事を主務大臣は把握して適切な運用に努めるべきである。

3、一枚のカルテ開示でも1万円請求される

私立の大学や病院では法外な開示手数料を請求している。その事が開示請求の阻害要因となり開示請求できない人もいる。慶応義塾大学付属病院、聖路加国際病院、順天堂大学医学部付属病院では、開示請求書提出の時1万円を請求される。東京女子医大は閲覧5250円、診療録の写し1枚105円等の手数料を請求される。これらは実費の請求を履き違えている。高額の手数料請求根拠としては、開示決定の検討費用だとかコピーの手間代とか色々言っているようですが、全ては個人情報を保有している側の責任で負うべき責務である。高額手数料の請求は開示請求そのものを阻害、抑制している事を考えると、厚労省は即刻運用を改めさせるべきですが、既に3年以上も厚労省と交渉しているが、いまだ納得いく改善はされていない。

★対策：厚生労働省は高額手数料の請求根拠を調査して、法の趣旨に反した運用の改善を

求め主務大臣を交えて検討して、改善を図るべきである。

4、保険者にレセプト開示請求をすると、情報が医療機関に送られる。

日本私立学校振興・共済事業団は、レセプト開示請求者に対して開示請求医療機関名と所在地の記載を義務付け、更に加入者証の記号番号や所属学校名等記載欄を設けて記載させている。厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」で、レセプトの開示は事前に医療機関へ連絡する事を記載していて、この事が拡大解釈されてこの様な記載が強要されている。多くの患者本人は医療機関に内緒で開示したいと願っている。治療や対応に不審を抱いて開示請求を望む人にとって開示請求者の情報が医療機関に通報される事は、最大の阻害要件となる。この事を解消しないと自由な開示が出来ない事になる。又過去には開示請求書に開示目的欄を設けて記載を強要している医療機関があった。この件については4～5年前から厚生労働省に改善を図るよう求めてきて、1昨年ガイドラインの一部見直しをして「開示の理由欄を設けること等により開示等を求める理由の記載を要求する事及び開示等を求める理由を尋ねる事は不適切である」と改定した。

★対策：レセプトの開示請求をする時、医療機関に通報することの同意を取って開示請求を受け付ける様な運用は、法に反した本人開示請求になる。厚生労働省は即刻「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」から、医療機関への通報の条項を削除して、個人情報保護法運用の適正化を実施して推進と徹底を図るべきである。

5、訴訟記録の開示拒否

医療過誤で被害者が損害賠償請求の民事訴訟を起こした時、独立行政法人や私立大学付属病院が被告となった訴訟については、各大学は文部科学省に訴訟の概要や争点要旨、今後の対処方針、判決予想、等を訴訟の区切りごとに報告しています。これら報告書は訴訟が終了した後に原告が個人情報として開示請求をしても、訴訟の手の内情報と位置づけられ、開示した場合、今後同様の訴訟で不利益を被る事を理由に開示拒否が続いている。(審査会答申)

そこで直接の利害関係にない情報公開を活用して事件を特定しない形での公開請求をしましたが同じ様に開示拒否が続いている。(熊本大学、阪大、)

★対策：本人の権利・利益を最優先して、自己情報が開示できるようにすべきである。何故なら、被害者、家族は直接人命に関わる被害を被っていたり、場合によっては将来の生活を破壊されて訴訟に踏み切っている場合が多く、大学の不利益と比較できるものではないからである。最低でも訴訟終了後一定の期間を過ぎたものは本人開示できるようにすべきである。

以上

題目； こんなにあるカルテ・レセプト開示拒否 資料 2

個人情報非開示事例の一部参考例

2013・7・6

医療情報の公開開示を求める市民の会

岡本隆吉作成

- 1、 兵庫：訴訟中に相談を受け、兵庫社会保険事務局にレセプト不正請求の監査をサポート、当初個人情報開示請求や情報公開請求の受け付けすら拒否していたが、サポートして受付させ、監査もさせ、その結果や受付票等の開示をさせたが、一部不開示で異議申し立てを何回もして実態把握して、不正分の返還を実現。途中で訴訟も高裁勝訴が影響か。（兵庫社会保険事務局開示請求一覧表・公開質問状・異議申し立て等参考）
- 2、 大阪市内：歯科医にカルテ開示をして暴言を吐かれ脅迫じみた対応されて、歯科医師会や厚生労働省に連絡、開示となった。（大阪歯科医師会公開質問状参考）
- 3、 大阪府：元府立病院でカルテ開示請求しても審査会の審査事例が多くて開示までに一年かかると言われて、同行して開示請求、大阪府に要望書提出して交渉。その結果改善されて一カ月で開示（要望書参考）
- 4、 徳島：カルテ・レセプト開示等の各種サポート、カルテは結局歯科医師会立ち合いで開示
- 5、 兵庫県龍野市：龍野市にレセプト開示請求。ところが龍野市が医師に連絡した為、医師から脅迫や暴言を受けた。本人は怖くなって弁護士に相談して抗議してもらいやつと開示。（当会は龍野市へ公開質問状を送り、事実確認をして対応の間違いを確認させた。）
- 6、 鹿児島：歯科医院がカルテ開示拒否、トラブルとなって医師は警察を呼んで別室に待機させて閲覧のみさせる。サポートして2年後にやっと開示。（医院や県に公開質問提出、厚生労働大臣宛に指導要望書提出等参考）
- 7、 東京：歯科医にカルテの開示を求めたところ突然医師側弁護士が内容証明で「今後は私が窓口になる」と通告してきた。相談を受けて、医師と弁護士に公開質問状を送り開示された。（東京都及び日本弁護士連合会に会員弁護士の不当な対応調査と処分を求める公開質問提出。更に港区保健所にも立ち入り検査要望書提出等参考）その後保健所へ立ち入り検査要望、等の経過後裁判外調停で和解。
- 8、 奈良：交通事故で入院した当時のカルテ開示請求をしたが、第三者（加害者と保険会社）の利害が絡むとの理由で不開示。同行して病院事務長に不当性を説明。改めて院内で検討していただき開示となる。

- 9、 三重：開示を渋る医療機関に、開示を求め遺族に同行して説明し、結果開示となる。
- 10、 茅ヶ崎：歯科被害でカルテ・レセプト開示をサポート。不正請求についての監査請求や保健所立ち入り調査をサポート。関東信越厚生局に監査結果の開示を求めるも写しの交付を拒否した閲覧のみの開示決定で、異議申し立て、その後開示決定変更で写しの交付も認めた。(異議申し立て・変更通知参考)
- 11、 大阪：歯科医にカルテの開示請求を求めたが拒否されて相談を受け保健所に相談する事をサポート。保健所からの指導で開示。
- 12、 広島：クリニックで開示を求めてもカルテ開示を拒否。県医療安全支援センターに相談しても指導しないとの事、要望書提出で開示となる。(要望書参考)
- 14、 岐阜：歯科医がカルテ開示に応じない為県、市に公開質問状提出、厚生労働省に個別指導要請中でも進展なし。現在も未解決。
- 15、 山口：医師や県医師会からも脅迫・暴言攻勢を受けて開示拒否、改めて開示請求提出をサポート、開示拒否している2医療機関のうち一つは開示の返事、もう一つは非開示を県医師会を通じて宣告してきた。その為県医師会に公開質問及び要望書提出。結果は県医師会が調整して開示となった。(医師会への公開質問要望書参考) 開示が難航した原因は医療機関の医師が医師会の役職にあり権力者であった。
- 16、 長崎：歯科医がカルテ開示を拒否して、治療個所や使用した薬品名も教えてくれない。開示手続きの方法や参考資料を送りサポート。
- 17、 藤沢市：生活保護受給者が市にレセプト開示請求したが不開示決定。異議申し立てして審査会は答申で市の処分を不当として全面開示。調査したところ他にも症病名を開示していない事例がある為開示するように公開質問と要望書提出(要望書参考)
- 18、 歯科でカルテの本人開示を求めたところ、「既に治療が終わったカルテを開示する必要はない」と言われ開示拒否された。不正請求も調べたいと相談を受けサポート。
- 19、 関西の某病院でカルテの本人開示請求したところ手数料として5,000円請求された。
- 20、 東京：カルテ開示を求めたところ、親族全員の署名捺印が無いと開示できないと言われて拒否された。どうすべきかとの相談を受け、サポートした。
- 21、 福井：カルテや画像など記録の開示に保存期間があるとかの理由で開示に応じて貰えない。個人情報保護法での開示を求めても任意の開示請求として扱われる。どうすべきかとの相談を受け、サポート。
- 22、 京都：京都府の個人情報保護条例で開示しようとしても、開示できないと言って受け付けてくれない。相談を受け本人から委任状を受け、行政と交渉、改めて開示請求を提出、部分開示となり異議申し立て、審査会への意見書提出、口頭陳述、を得て審査会答申では全面開示となる。条例の運用についての要望書提出。
- 23、 大阪：公立病院でCTやMRIの検査をしている。カルテや画像とか各種検査記録は

開示出来たが、専門医師の画像診断所見だけは開示して貰えない。との相談でサポート。

- 24、介護老人保健施設に対して遺族の開示請求をしているが、施設は厚労省のガイドラインを引き合いに出し、入所者が死亡した場合の本人記録の保管部分のみを主張して、遺族に開示できないと拒否しているとの相談を受けサポート。遺族に対しての記述部分を送りサポート。
- 25、神奈川：インフルエンザ脳症とインフルエンザ心筋炎の併発で死亡。診療録の開示請求したが開示された診療録は改ざんされていて証拠はない。どうすべきかとの相談を受けサポート。
- 26、愛知：公立病院が書いた紹介状が事実と違う（正確率6%）メールしても全く返事はなく無視されている。との相談を受けてサポート。
- 27、カルテの開示を求めたが、医師立ち会いのもと15,000円支払わないと開示しないとされているどうすべきかと相談を受けてサポート。
- 28、東京：個人情報の開示で疑問が膨らみ証明資料としての医療情報開示のサポートで請求内容についてのサポート、及び異議申し立て、審査会への意見書作成等サポート。
- 29、芦屋：家族の死亡事故で診療記録の開示についてサポート。
- 30、岡山：大学病院がカルテの本人開示に対して、開示業務を弁護士に委任して直接大学が対応しないと相談を受けサポート。弁護士が開示した場合の使用目的を記載するよう求めた文書を送って来た為、事実確認と個人情報保護法の違法運用に抗議する公開質問状を郵送。又文部科学省の情報及び個人情報開示担当窓口运用到運用事実の訂正を求める。また大臣あてに抗議文提出。

以上